2020 年３月 30 日

スターアジア不動産投資法人とさくら総合リート投資法人の間の吸収合併に係る
投資信託及び投資法人に関する法律第149条の６第１項に規定する書類の記載事項の変更(1)

東京都港区愛宕二丁目５番１号
スターアジア不動産リート投資法人
執行役員　加藤　篤志

スターアジアリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が、さくら総合リート投資法人（以下「さくら総合リート」といい、本投資法人と併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2020年３月13日付「スターアジア不動産投資法人とさくら総合リート投資法人の間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条の６第１項に規定する書類」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じましたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条の６第１項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第194条第５号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

＜変更前＞

２．　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第１項第１号から第３号に掲げる事項の内容の概要

(2)　吸収合併消滅法人に関する事項（投信法施行規則第194条第２号）

（ⅱ）最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

①　さくら総合リートは、本合併に伴い、決算期を現行の６月末日及び12月末日から１月末日及び７月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、2020年３月30日開催の投資主総会に上程することを決定しています。当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認された場合には、さくら総合リートにおける本合併の効力発生前の最終期の営業期間は2020年１月１日から2020年７月31日の７か月となります。

（後略）

＜変更後＞

２．　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第１号から第３号に掲げる事項の内容の概要

(2)　吸収合併消滅法人に関する事項（投信法施行規則第194条第２号）

（ⅱ）　最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① さくら総合リートは、本合併に伴い、決算期を現行の６月末日及び12月末日から１月末日及び７月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、2020年３月30日開催予定の投資主総会に上程し、当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認されました。これに伴い、さくら総合リートにおける本合併の効力発生前の最終期の営業期間は2020年１月１日から2020年７月31日の７か月となりました。

（後略）

以上